平成２８年（フ）第１６６６号
埼玉県新座市野寺３丁目４番17号
債務者　井口　芳枝
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
愛知県岡崎市矢作町字小河原12番地５　鈴木荘　101
債務者　古志野豊子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１号
山形県長井市中道２丁目11番６－２号　五十嵐アパート６号
債務者　平野三千男（旧姓長沼）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１４６７号
埼玉県川口市上青木４丁目18番13号　レオパレスクイント307号
債務者　川田　文子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０２号
埼玉県上尾市中妻２丁目13番地８　第２トラウテスハイム205
債務者　梅田　恭子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８２号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目４番21号
債務者　坂井　保之
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４９号
さいたま市大宮区三橋２丁目720番地
債務者　岡田　和之
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５７号
埼玉県新座市片山２丁目13番31号、住民票上の住所東京都練馬区西大泉４丁目１番12号
債務者　葛西　浩徳
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７１号
さいたま市大宮区大成町３丁目460番地　コーポノハラ302
債務者　刀根川美津江
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２９号
埼玉県和光市南１丁目11番76号　第二福寿ビル206
債務者　宇田川幸恵
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
新潟県長岡市西神田町１丁目１番地10
債務者　南　　信行
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
札幌市北区あいの里４条５丁目７番21―201号
債務者　佐藤　浩二
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０２号
愛知県江南市藤ケ丘７丁目１番地２　江南団地210棟303号
債務者　太田　友介
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２７２号
長崎県長崎市岩見町15番８号、旧住所神奈川県茅ケ崎市松浪２丁目９番27号
債務者　林田明日香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５５２２号
大阪市旭区高殿２丁目１番17号　クリエオーレ高殿　202、前住所大阪市鶴見区鶴見２丁目１番６―504号
債務者　平塚　説子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目13番地１　瑞穂野市営住宅25号棟45号室、前住所栃木県宇都宮市泉が丘２丁目２番６号　スクウェアービル102
債務者　手塚七郎次
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５号
栃木県鹿沼市御成橋町２丁目290番地39　リバーサイドサニー202号
債務者　小林眞由美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係